

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和元年 12 月6日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
--------------------	----

厚生年金保険関係	1件
----------	----

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900321号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1900076号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成9年3月31日から同年4月1日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

平成9年3月31日から同年4月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成9年3月31日から同年4月1日まで

A社に勤務していた期間に係る厚生年金保険の加入記録が1か月不足している。同社を退職する際、社長が書類の資格喪失年月日欄の記入に迷い、平成9年3月31日と記入したことを記憶しているが、同日まで勤務していたため、調査の上、請求期間の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録により、請求者は、A社において平成8年4月11日に被保険者資格を取得し、平成9年3月31日に離職していることが確認できる。

また、A社から請求者に係る賃金台帳(以下「賃金台帳」という。)及び雇用保険被保険者離職証明書(事業主控)が提出されたところ、賃金台帳に記載の入社年月日及び雇用保険被保険者離職証明書(事業主控)に記載の離職年月日は、雇用保険の加入記録により確認できる被保険者資格取得年月日及び離職年月日と一致していることが確認できる。

さらに、A社の事業主は、請求者は、請求期間当時に正社員として勤務していたと回答している上、賃金台帳により、退職月である平成9年3月分として支給された給与の金額は、ほかの各月に支給された給与の金額と同額であることが確認できる。

一方、A社の事業主は、請求期間当時の給与について、月末締め当月末支払であり、厚生年金保険料は翌月の給与から控除していたと回答しており、賃金台帳により、請求者の入社月の翌月から保険料控除が開始されている上、保険料率改定月の翌月から、給与からの保険料控除額が変更されていることが確認できる。

また、請求期間を被保険者期間とする場合、退職月である平成9年3月支給の給与から同年2月及び同年3月の2か月分の厚生年金保険料控除が必要となるところ、退職月の給与からは

同年 2 月分の厚生年金保険料のみが控除されており、同年 3 月分の厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

以上のことから、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は平成 9 年 4 月 1 日であると認められ、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、賃金台帳により確認できる報酬月額から、24 万円とすることが必要である。

なお、請求期間については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。